

「第2回 中国地方の防災に関する連絡会」

燃料供給の体制強化

資 料

〈中国経済産業局からの情報提供内容〉

1. 災害時石油安定供給法の概要
2. 平成25年度概算要求のポイント
(資源エネルギー庁石油流通課)
3. 災害対応型給油所のご紹介

中国経済産業局資源エネルギー環境部石油担当

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の
確保等に関する法律等の一部を改正する法律の概要
(略称「災害時石油安定供給法」)

平成24年11月13日
中国経済産業局石油担当

1. 法律改正の趣旨

東日本大震災を経験し、石油をはじめとしたエネルギーの安定供給を確保するためには、災害時の石油供給体制等の整備を一層強化する必要があることが明らかとなった。それを踏まえ、以下の措置を講じる。

- ① 災害時の石油・LPガスの供給に関する体制の構築に係る措置【石油の備蓄の確保等に関する法律及び石油需給適正化法を改正】
- ② (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の資源開発に係る支援機能の集約化・整備【独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法を改正】

2. 法律改正の概要

(1) 災害時の石油・LPガスの供給に関する体制の構築に係る措置

- ① 海外からの石油の供給不足時だけでなく、災害による国内の特定の地域への石油の供給不足時にも、備蓄石油・LPガスを放出できるよう、発動要件を見直す。
- ② 災害時に、被災者への石油の供給を石油元売会社が一致協力して行うことができるよう、石油元売会社に対し、共同で、地域ごとに、次の事項を定めた災害時対応に係る計画(災害時石油供給連携計画)を予め作成することを義務づける。
 - ・石油元売会社による共同作業体制の構築
 - ・石油元売会社間での設備の共同利用
 - ・石油元売会社間での石油の輸送に係る協力

災害時には、経済産業大臣が石油元売会社に対し、同計画に係る措置の実施を勧告する。また、同計画の実施に当たり、石油元売会社の要請があった場合には、JOGMECが支援(応援要員の派遣等)を行うこととする。

LPガスについても、石油と同様に、LPガス輸入・卸売会社に対し、同様の措置を講じる。

- ③ 現在国家備蓄の大部分は原油であるが、今後石油製品の国家備蓄を大幅に拡充することにあわせ、石油製品の国家備蓄の管理を石油会社に委託できることとする。

現在の国家備蓄 石油 95日分(うち石油製品は0.3%)

LPガス 20日分

- ④ 一定の要件に該当する営業所（SS）を災害時における給油の拠点とするため、当該SSを有する石油販売業者に対し、当該SSの給油に係る設備の状況についての届出義務を追加する。

（2）資源開発に係る支援機能の集約化・整備

- ① 天然ガス、金属鉱物、石炭及び地熱に係る支援について、新たに産投出資からの資金を活用する（金属鉱物の一部（探鉱）は、現状において産投出資を活用）。

財政投融资特別会計投資勘定：平成24年度予算案 927億円

（平成23年度予算 121億円）

- ② 石炭資源・地熱資源開発業務等について、JOGMECが有するノウハウを活用し、効率的な開発を推進するため、（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からJOGMECに当該業務を移管し、出資業務等を追加する。

- ③ 現在、海洋での金属鉱物の地質構造調査について200m以深と深度制限を設けているが、近年これより浅い海域で、有望な鉱物の賦存が確認されている（※）ことから、民間調査を行うことが困難でかつ重要な鉱物については調査を行うことができるよう見直す。

※鹿児島湾で難燃助剤の原料であるアンチモンの有望な鉱床が確認されている。

3. 施行期日

- ① 2.（1）関係：平成24年11月1日
- ② 2.（2）のうち石炭・地熱資源開発業務の移管：平成24年9月15日
- ③ 2.（2）のうち石炭経過業務の移管：平成25年4月1日

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 東日本大震災を経験し、石油をはじめとしたエネルギーの安定供給を確保するためには、災害時の石油供給体制等の整備を一層強化する必要があることが明らかとなった。

法案の概要

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における石油の供給不足への対処等のため、①災害時の石油・LPガスの供給に関する体制の構築、及び、②資源開発に係る支援機能の集約化・整備、等の措置を講ずる。
※石油の備蓄の確保等に関する法律、石油需給適正化法及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法を改正する。

措置事項の概要

1. 災害時の石油の供給に関する体制の構築

(1) 石油備蓄の放出要件の見直し

海外からの供給不足に加え、災害時における国内の特定の地域への石油の供給不足時にも、備蓄石油を放出できるよう、要件を見直す。

(2) 災害時の石油業者の共同体制の構築

一定規模以上の石油業者に対し、共同で、地域ごとに、災害時の石油の供給に関する計画の作成を義務付ける。また、経済産業大臣が同計画に係る措置の実施を勧告するとともに、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の支援業務を定める。

(3) 国家備蓄の対象として石油製品を位置づけることに併せた管理方法の最適化

国家備蓄石油のうち、石油製品については、その管理を石油会社に委託できることとする(同時に、石油製品の国家備蓄を抜本的に拡充。)

	従来の措置 (海外からの供給不足 に対応)	本改正による措置 (災害時における石油の 供給不足時にも対応)
備蓄法	・ 備蓄石油の放出	・ 備蓄石油の放出 ・ 石油の供給に関する計画の実施 ・ JOGMECの支援
需適法	・ 石油の使用制限 ・ 石油の売渡しの指示・命令 ・ 石油の配給の実施	・ 石油の使用制限 ・ 石油の売渡しの指示・命令 ・ 石油の配給の実施

※ 「備蓄石油の放出」については、国家備蓄石油の管理委託先の見直しを含む。

2. 資源開発に係る支援機能の集約化・整備

(1) JOGMECへの業務の集約化

(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の石炭資源・地熱資源開発業務等をJOGMECに移管し、出資業務等を追加する。

(2) 産投出資の活用等の支援機能の整備

- 天然ガス、金属鉱物、石炭及び地熱に係る支援について、新たに産投出資からの資金を活用(金属鉱物の一部(探鉱)は、現状において産投出資を活用)。
- 海洋での金属鉱物の調査の深度制限を見直す。

石油製品流通網維持強化事業

平成25年度概算要求額 44.8億円(6.1億円)

資源エネルギー庁 石油流通課
03-3501-1320

事業の内容

事業の概要・目的

(1) 災害等緊急時において、石油製品の安定供給を実現することを目的として、以下の事業を行います。

1 緊急時石油製品供給安定化対策事業

緊急時においても石油製品の安定供給を確保するため、SSの災害対応能力の強化に向けた人材育成等の取組みを支援します。

2 災害対応型給油所等整備事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、自家発電設備の設置等、SSの災害対応能力を強化し、地域において石油製品を供給する拠点となるSS等を整備します。

(2) 石油製品の供給不安が生じている地域において実態調査及びそれを踏まえた実証事業を支援します(燃料供給不安地域対策事業)。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

- (1)-1 緊急時石油製品供給安定化対策事業
- (2) 燃料供給不安地域対策事業



(1)-2 災害対応型給油所等整備事業



事業イメージ

(1)-1 緊急時石油製品供給安定化対策事業

- 震災時に混乱を回避するため手段等についての講義研修
- 震災時における石油製品の安定供給体制の構築等についての研修・訓練等



(1)-2 災害対応型給油所等整備事業

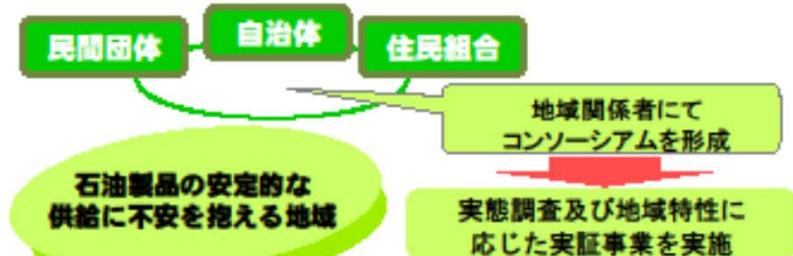
災害時において、石油の安定供給を確保するため、拠点を構築

災害対応型SS

自家発電設備、情報伝達機器等の設置



(2) 燃料供給不安地域対策事業



地域のニーズに適合した石油製品の安定供給体制の構築

住民組織による集合拠点



福祉車両による燃料配送



災害対応型中核給油所等整備事業(復興特会)

平成25年度概算予算案額 56.7億円(56.7億円)

資源エネルギー庁 石油流通課
03-3501-1320

事業の内容

事業の概要・目的

- 今般の東日本大震災では、停電等で多くのSS(サービスステーション)が稼働停止に追い込まれたことから、石油製品の供給に支障が生じ、救援活動や復旧活動等に影響を与えました。
- この東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的な防災、減災の観点から、地域における石油製品の供給体制の災害対応能力を強化していくことが重要です。
- そのため、自家発電設備を設置するなど、SSの災害対応能力を強化し、地域において石油製品を供給する拠点となるSS等を整備します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ



災害対応型給油所のご紹介

平成24年11月13日

中国経済産業局

石油担当

○災害対応型給油所とは

平成7年の阪神淡路大震災、平成16年の新潟中越地震及び平成23年の東日本大震災において、給油所が災害に対して堅牢な施設であることが確認されました。また、緊急車両への優先給油が必要なことから、災害時における石油製品の供給継続の重要性が再認識されました。

これらを教訓に、災害時においても石油製品を安定的に供給することを目的として、給油所が「太陽光発電または内燃機関を使った自家発電設備」、「貯水設備」等を設置する際に、費用の一部を国が補助する「災害対応型給油所普及事業」を創設し、平成23年度末までに中国地域で27ヶ所、全国で288ヶ所の災害対応型給油所が設置されました。

災害対応型給油所には、「緊急時に警察・消防等の緊急車両へ優先的に燃料を供給すること」や「近隣の被災者のために非常用食料及び飲料水の集積地として用地及び施設等を提供すること」等が義務づけられています。

中国地域災害対応型給油所(非常用電源、貯水施設併設)一覧

県名	社名	給油所名	所在地	電話番号	設備	整備年度
鳥取県	(株)ハルキ	あげい	鳥取県倉吉市伊木254-1	0858-26-2710	内燃機・貯水	H18
島根県	(株)岡田商店	学園通り	島根県松江市学園南2-18-14	0852-31-8440	内燃機・貯水・緊急用可搬式ポンプ	H17
	(有)平塚石油	鹿島	島根県松江市鹿島町名分377-1	0852-82-0551	太陽光・貯水・AED	H21
	マルサ石油(有)	セルフ&カーケアステーションつづ	島根県江津市二宮町神主ハ528	0855-53-0322	内燃機・AED・井戸	H20
	(有)竹内石油店	頓原	島根県飯石郡飯南町頓原2079	0854-72-0078	内燃機・貯水・井戸	H18
	永瀬石油(株)	カーライフフロントピア斐川	島根県出雲市斐川町富村773	0853-72-5061	内燃機・太陽光・貯水・井戸	H23
岡山県	(株)エルジオ	スーパーセルフ・アースエコ岡山	岡山県岡山市北区天瀬3-9	086-225-0351	太陽光・貯水	H16
	長瀬石油(株)	セルフニュー西大寺	岡山県岡山市東区西大寺中野533-2	086-944-6701	太陽光・貯水・内燃機	H21
	(有)万代	観音寺	岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺869-1	086-952-1404	内燃機・貯水	H20
	(株)青野石油店	津山西	岡山県津山市二宮字上野67-1	0868-28-0206	内燃機・貯水	H18
	(株)エルジオ	スーパーセルフ宇野	岡山県玉野市宇野1-39-15	0863-31-1510	内燃機・貯水	H20
	(有)平池石油店	美甘	岡山県真庭市美甘4153-5	0867-56-2201	内燃機・井戸	H21
(株)入木石油店	セルフステーション鏡野	岡山県苫田郡鏡野町円宗寺54-1	0868-54-3600	内燃機・貯水・AED	H20	
広島県	江波日石(株)	レッツ口田南	広島県広島市安佐北区口田南2-21-9	082-842-1321	太陽光・内燃機・井戸	H21
	ツネイシCバリューズ(株)	松永南	広島県福山市柳津町2-1-22	084-933-2255	太陽光・貯水	H17
	エネクス石油販売西日本(株)	四季が丘	広島県廿日市市宮内佐原田4245-8	0829-39-7347	内燃機・貯水・緊急用可搬式ポンプ	H17
	広川エナス(株)	白木町	広島県広島市安佐北区白木町大字井原4404-1	082-828-2888	太陽光・内燃機・井戸	H22
	(株)オキタ石油	セルフ甲田	広島県安芸高田市甲田町上甲立字下市461-4	0826-45-4567	内燃機・井戸	H22
	(株)木川石油	ポートサイド呉	広島県呉市海岸4-11-13	0823-22-6680	太陽光・内燃機・貯水	H22
	(有)瀬戸石油店	安野	広島県山県郡安芸太田町大字穴884-1	0826-23-0502	太陽光・内燃機・井戸	H22
	(有)山田石油店	千代田インター	広島県山県郡北広島町有田1879	0826-72-4326	太陽光・内燃機・貯水	H23
山口県	富士商(株)	山口プラザ	山口県山口市赤妻町210-4	083-924-7876	太陽光・貯水	H9
	エネクス石油販売西日本(株)	防府駅南町	山口県防府市駅南町3-8	0835-22-2101	内燃機・緊急用可搬式ポンプ・井戸	H17
	ニシモリ興産(有)	スーパー・エコステーション立石	山口県岩国市立石1-5-40	0827-21-2233	太陽光・内燃機・貯水・井戸	H19
	鈴与エネルギー(株)	岩国欽明路TS	山口県岩国市大字柱野沖田1130-1	0827-46-0927	内燃機・貯水	H21
	鈴与エネルギー(株)	下関埴生インターTS	山口県山陽小野田市大字埴生字埴生山1-11	0836-79-1122	内燃機・貯水・井戸(浄水)	H20
	関西鉱油(株)	セルフステーション山口湯田	山口県山口市葵2-7-5	083-924-9360	内燃機・太陽光・井戸	H23